

大阪港スポーツアイランド施設条例を廃止する等の条例案

(大阪港スポーツアイランド施設条例の廃止)

第1条 大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）は、廃止する。

(大阪市海浜施設条例の一部改正)

第2条 大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「鶴浜緑地 大阪市大正区鶴町3丁目」

を

「鶴浜緑地 大阪市大正区鶴町3丁目

舞洲緑地 大阪市此花区北港緑地2丁目」

に改める。

第4条第1項中「コスモスクエア海浜緑地」を「コスモスクエア海浜緑地及び舞洲緑地」に改める。

第5条の2中「運動場」を「運動場及び舞洲緑地」に改める。

第6条第5号中「市長が」を「市規則で」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 舞洲緑地の駐車場を利用する者は、1台1日1回につき1,200円の範囲内で市規則で定める使用料を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の期間に係る舞洲運動広場の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。
- 3 舞洲緑地に係る第2条の規定による改正後の大阪市海浜施設条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2及び第7条の規定による許可並びに改正後の条例第8条第2項の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の施行前に第1条の規定による廃止前の大阪港スポーツアイランド施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

スポーツアイランド施設を廃止し、舞洲緑地を海浜施設とするため、大阪港スポーツアイランド施設条例を廃止するとともに、大阪市海浜施設条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市海浜施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に港湾施設として、海浜施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
鶴浜緑地	省 略
舞洲緑地	大阪市此花区北港緑地2丁目

(供用時間)

第4条 コスモスクエア海浜緑地及び舞洲緑地の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。
ただし、時宜により変更することがある。

2 省 略

(特別の設備)

第5条の2 鶴浜緑地の運動場及び舞洲緑地に競技会、展示会その他これらに類する催しのため
工作物その他の設備を設けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第6条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)-(4) 省 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が
市規則

定めるもの
で

(使用料)

第8条 省 略

2 省 略

3 舞洲緑地の駐車場を利用する者は、1台1日1回につき1,200円の範囲内で市規則で定める
使用料を納付しなければならない。

3 省 略

4

(参 考)

大阪港スポーツアイランド施設条例

(設 置)

第1条 大阪港スポーツアイランド（大阪市此花区北港緑地1丁目及び2丁目の区域をいう。）にスポーツ及びレクリエーション施設（以下「スポーツアイランド施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
舞洲運動広場	大阪市此花区北港緑地1丁目
舞 洲 緑 地	大阪市此花区北港緑地2丁目

(目 的)

第2条 スポーツアイランド施設は、大阪港における良好な環境の保全に資するとともに、スポーツ及びレクリエーション活動を通じて市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(休業日)

第3条 舞洲運動広場の休業日は、第19条の規定により舞洲運動広場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が1月につき1日を超えない範囲内であらかじめ市長の承認を得て定める日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は舞洲運動広場の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

4 舞洲緑地は、無休とする。ただし、時宜により臨時の休業日を定めることがある。

(供用時間)

第4条 舞洲運動広場の供用時間は、午前7時から午後7時まで（4月から10月までにあつては、午前7時から午後9時まで）とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、舞洲運動広場の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「休業日を変更し、又は臨時の休業日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」と読み替えるものとする。

3 舞洲緑地の供用時間については、午前0時から午後12時までとする。ただし、時宜により変更することがある。

(使用の許可)

第5条 舞洲運動広場（駐車場を除く。次条及び第7条において同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、舞洲運動広場の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき
- (5) その他不相当と認めるとき

2 舞洲運動広場の使用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、舞洲運動広場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は舞洲運動広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の許可を受けたとき
- (2) 前条第1項各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第7条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第6条第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第6条第1項第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、舞洲運動広場への入場を断り、又は舞洲運動広場から退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(特別の設備)

第9条 舞洲運動広場に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の物件又は施設を設けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 前条に規定する工作物その他の物件又は施設を設けた者は、使用后直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(準用)

第11条 前3条の規定は、舞洲緑地について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条 市長は、指定管理者に舞洲運動広場及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 舞洲運動広場及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第1に掲げる金額（舞洲運動広場の附属設備については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長に承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 次に掲げる利用料金の額は、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める。
 - (1) 舞洲運動広場を使用して行う競技大会に係る準備のための使用その他特殊な使用で別表第1の基準により難いと認めるときの利用料金
 - (2) 使用時間を超過して舞洲運動広場を使用したときの利用料金
- 5 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 6 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 7 指定管理者は、市規則で定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第13条 第17条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 舞洲緑地の駐車場を利用する者は、1台1日1回につき1,200円の範囲内で市規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 使用料の徴収方法は、市規則で定める。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することがある。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない特別の事由により第17条第1項の許可に係る使用ができなくなったとき

(2) 第18条第2項の規定により第17条第1項の許可を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は行為の中止を命じたとき

(3) 使用者が使用開始前に第17条第1項の許可の取消しを申し出た場合において、市長がその理由を相当と認めてこれを取り消したとき

(4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(行為の禁止)

第16条 スポーツアイランド施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) スポーツアイランド施設を損傷し、又は汚損すること

(2) 市長が定める立入禁止区域に立ち入ること

(3) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為をすること

(4) 他人の迷惑となる行為をすること

(5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツアイランド施設の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの

(行為の制限)

第17条 スポーツアイランド施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること

- (2) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、スポーツアイランド施設の全部又は一部を独占して利用すること
- (3) ロケーションをすること
- (4) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツアイランド施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 市長は、前項の規定による許可にスポーツアイランド施設の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(行為許可の制限)

第17条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団の利益になるとき
- (5) その他市長が不相当と認めるとき

(監督処分)

第18条 市長は、スポーツアイランド施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する第17条第1項の許可を取り消し、その許可の効力を停止し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその者に対して行為の中止、スポーツアイランド施設からの退場、スポーツアイランド施設の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している場合
- (2) 第17条第1項の許可に付した条件に違反している場合
- (3) 偽りその他不正の手段により第17条第1項の許可を受けた場合
- (4) 第17条の2各号に定める事由が発生した場合

2 市長は、スポーツアイランド施設の管理上やむを得ない事情が生じた場合は、スポーツアイランド施設を利用する者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(意見の聴取)

第18条の2 市長は、必要があると認めるときは、第17条の2第4号に該当する事由の有無につ

いて、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(管理の代行)

第19条 舞洲運動広場の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 舞洲運動広場の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

(指定申請)

第21条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、舞洲運動広場の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第22条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第23条 市長は、第21条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受ける

べきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
 - (2) 第2条の目的に照らし舞洲運動広場の効用を最大限に発揮するとともに、舞洲運動広場の管理経費の縮減が図られるものであること
 - (3) 舞洲運動広場の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、舞洲運動広場の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
- （指定管理者の指定等の公告）

第24条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は舞洲運動広場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（業務の範囲）

第25条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 舞洲運動広場の使用の許可に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他舞洲運動広場の管理に関すること

（罰 則）

第26条 第5条、第9条（第11条において準用する場合を含む。）、第10条（第11条において準用する場合を含む。）、第16条若しくは第17条第1項の規定に違反した者又は第7条若しくは第18条の規定による命令に従わなかった者は、50,000円以下の過料に処する。

2 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

（施行の細目）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表第1（第12条関係）

区 別			利 用 料 金	
			単 位	金 額
舞洲運動広場	運動場	入場料の類を徴収しない場合	1 場所 1 回（2 時間以内）	9,000円
		入場料の類を徴収する場合	1 場所 1 回（2 時間以内）	27,000円
	駐車場		1 台 1 日 1 回	1,200円

別表第2（第13条関係）

種 別		単 位	期 間	使用料
集会その他これに類するもの	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	100平方メートル	3 時間	510円
	入場料その他これに類する料金を徴収する場合			1,020円
ロケーションのための占用		1 回	2 時間	7,560円
広告物掲出のための占用	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,000円
	その他の場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 年	8,500円以上で、 広告掲出場所等を勘案して 市長が定める 額
その他の占用		市長がその都度定める。		